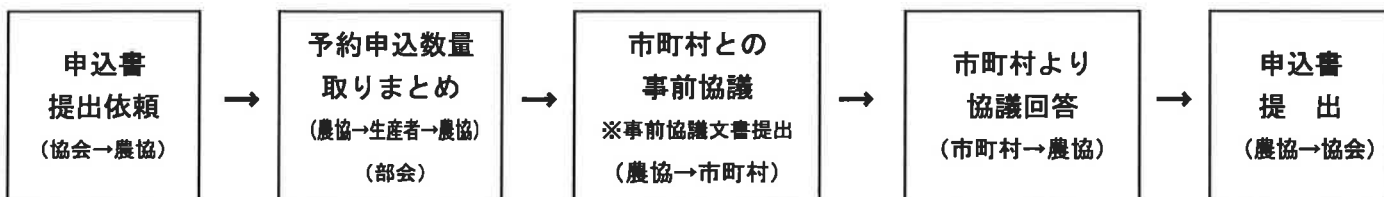


○野菜等銘柄産地育成価格安定対策事業

《加入申込みの流れ》



《制度加入事務処理スケジュール》

	実施月日 (予定)	事務作業内容等	備考
1	☆業務対象年間 ・初年度：4月頃 ・2、3年次 ：前年11月	申込み ・交付申込書の提出依頼 ※農協は申込数量について、市町村との事前協議の往復文書のコピーを申込書に添えて協会へ提出。	(協会→農協→協会) ※事前協議 ↑↓ (市町村)
2	☆業務対象年間 ・初年度：5月頃 ・2、3年次 ：前年12月中旬	交付申込書の提出期限	(農協 → 協会)
3	☆業務対象年間 ・初年度：6月頃 ・2、3年次 ：前年12月末	県との交付申込協議	(協会 → 県)
4	☆業務対象年間 ・初年度：6月末 ・2、3年次 ：前年1月頃	交付申込承諾 (山形県の承認を経て) ・申込み承諾の通知	(県→協会→会員)
5	事業年度の6月末	負担金納入依頼 事務負担金の納入依頼	(県→協会→会員)
6	事業年度の 7月末及び10月末	負担金納入期限 ①農協(生産者)負担金 <u>第1～2四半期該当分(4～9月)→7月末</u> <u>第3～4四半期該当分(10～3月)→10月末</u> ②市町村負担金 <u>7月末</u> ※補正予算等で対応いただく市町村についてはこの限りではありませんが、 <u>年度内の納入予定日</u> のご連絡をお願いします。	(会員 → 協会)
7	事業年度の3月末	事務負担金納入期限	(農協 → 協会)